

## 司法制度改革実施推進会議参与会（第4回）会議議事概要

- 1 日 時 平成18年6月23日（金）午後1時30分から午後3時30分
- 2 場 所 法務省第一会議室（20階）
- 3 出席者  
（参与，敬称略・50音順）  
石井彦壽，岩間陽子，土屋美明，土井真一，中川英彦，長谷川裕子，馬場義宣  
（法務省）  
池上政幸官房審議官，倉吉敬司法法制部長，井上宏司法法制部司法法制課長，畑野隆  
二刑事局裁判員制度啓発推進室長  
（内閣官房司法制度改革推進室）  
本田守弘室長
- 4 議題  
司法制度改革の取組状況に関する意見交換
- 5 配布資料
  - (1) 平成18年度法科大学院入学者選抜実施状況の概要（文部科学省ホームページ）
  - (2) 平成18年新司法試験実施予定表
  - (3) 平成18年新司法試験（短答式試験）の結果
  - (4) 日本司法支援センター役員の体制について
  - (5) 「裁判員制度の円滑な実施のための行動計画」の概要
  - (6) 「裁判員制度の円滑な実施のための行動計画」の実施状況（概要）
  - (7) 裁判員制度の円滑な実施のための広報啓発計画（18年度）イメージ
  - (8) 裁判員制度を成功させるため18年度に行うこと（法務・検察）
  - (9) 夏季教員研修
  - (10) アンケート結果のポイント（添付資料は省略）
  - (11) 司法制度改革の一環としての法教育の必要性
  - (12) 司法教育の充実について
  - (13) 法教育研究会報告書の概要
  - (14) 法務省における法教育についての取組み
  - (15) 法教育推進協議会開催要領
  - (16) 法教育推進協議会・論点整理
  - (17) パンフレット「はじめての法教育」（添付省略）
- 6 議事概要
  - (1) 司法制度改革実施推進会議の開催結果について

池上官房審議官から、司法制度改革実施推進会議（第3回）の開催結果について説明がなされた。

(2) 司法制度改革の取組状況について

倉吉司法法制部長から法務省における司法制度改革の取組状況について説明がなされた。

(3) 裁判員制度の広報啓発に関する取組状況について

畑野刑事局裁判員制度啓発推進室長から法務省における裁判員制度の広報啓発活動に関する取組状況及び最高裁判所が行ったアンケート調査結果について説明がなされた。

(4) 法教育に関する取組状況について

井上司法法制部司法法制課長から法務省における法教育に関する取組状況について説明がなされた。

(5) 意見交換

(馬場参与)

裁判員制度の関係で辞退事由の定めの一部を政令に委ねており、その検討が行われているところだと思うが、その内容をできるだけ早く国民に明らかにすれば、裁判員制度に関する議論が再燃し、広報的にも有効ではないか。

(畑野室長)

政令案については、現在検討を進めていると聞いているが、それが示せる時期については、担当部局からまだ確定的なことは聞いていない。しかし、それが明らかにできれば、広報をする側としてはありがたいことであり、出来るだけ早い時期を望んでいるところである。

(井上課長)

どの時期に政令案を明らかにするかというのは、ある意味戦略的な問題もあり、公開する時期などについても、この場を借りて参与の皆様にお知恵を出していただければと思う。

(馬場参与)

パブリックコメントは実施するのか。

(畑野室長)

裁判員法の法文上も、辞退事由について出来るだけ広く国民から意見を聞いた上で政令案を策定するよう定められているところであり、できるだけ早い時期にパブリックコメントを実施し、国民からの意見を踏まえた上で政令案を策定していく、と担当部局からは聞いている。

(土井座長)

馬場参与の意見は、辞退事由について広く議論すること自体が、裁判員が何故重要かという問題と密接に議論される、だからこそ重要であるというお考えであるが、他の参与の意見はいかがか。

(長谷川参与)

商工会議所は、辞退事由を広くとってほしいという要望があるようである。国

民が裁判員制度に参加するのが義務だということについては、経営者や会社の側はあまり深く受け止めておらず、意識としてはまだ希薄なのではないかと感じる。日程調整や日にちの設定の仕方の問題については、司法関係者の中で研究をする必要があるのではないか。例えば、1週5日間の日程の設定についても、連続なのかあるいは2週に分けて設定するののかは、企業の規模や自営業者にとってかなり違うのではないか。

また、地方の商工会議所などに対しても広く広報活動を行っていただきたい。例えば官僚組織では、トップが文章を作成すれば、組織の末端まで必ず到達するが、労働組合や中小企業では、地方の末端まで伝達されることは困難である。

アンケート調査結果によれば、裁判員として参加することの障害事由の中に介護の問題があるが、自分自身の経験からも、現在の介護保険制度を使えば、在宅介護をしたとしても克服可能だと思う。むしろ、介護保険を活用する方策を研究・開発してはどうか。ただ、介護保険については、必然的に費用を伴うこととなるので、その費用をどうするかという問題は残る。

育児の問題については、裁判所に託児所を作るという意見もあるが、それよりはむしろ地域にある幼稚園などの託児施設を活用する仕組みを作った方がよい。ただし、これにも経費負担の問題が付随するので、これをどうするかという検討は必要である。

裁判員に「参加したくない」、「行きたくない」という気持ちを、国民の義務だから参加しなければならない、というように気持ちの切り替えの問題がある。私自身が、アメリカの弁護士の方の陪審員への参加経験を聞いて、誰でもできるものだと感じたように、参加した人の話を聞けば、国民誰もが参加できるという気持ちを持てると思う。

(畑野室長)

辞退事由については、今後、個々の障害となる事由を広く聞いていき、ここまでは辞退事由として認める、逆にこの程度であれば参加してもらいたいという、なかなか文章化することは困難な事例についても対話により理解を求めていきたい。

確かに、実感として、企業の側では、参加することが国民の義務だという意識は、まだまだ浸透していないと思う。後3年のうちのいずれかの時期には、国民の義務であることを前面に出した広報をやっていかなければならない時期が来るとは思っているが、今の段階では、できるだけ制度の中身、大切さを知っていただき、最終的にはこれが国民の義務であることを理解してもらわなければならないと思っている。

また、日程調整の問題に関して、参与の御指摘のとおり、企業の規模などによって様々な違いがあると思うが、最高裁においては、現在、裁判員の選任手続きについて研究を行っているという聞いており、法務省の側にも当然相談がくると考えられるので、協力し合いながら研究を深めていきたいと考えている。

障害者、介護の問題については、厚生労働省の担当者とも勉強会をしており、介護保険については、うまく利用していけば比較的安い金額で活用できる制度で

あると承知している。もちろん，この費用分担については，今後の検討課題として考えていきたいと思っている。

裁判所に託児所を作るよりも，居住地域に子供を預けるのが普通ではないかという御意見についても，全く同感であり，東京，大阪などの大都市の通勤ラッシュの中を子供を連れていくよりは，自宅近くの保育園などに預けるとするのが普通の感覚だと思う。それを実現できるような施設が一体どれくらいあるのかという実態調査を最高裁の方でも取り組んでいる。また，厚生労働省では，よりよく子供を育てていくための環境整備のために，より多くの保育施設を作っていくというプランを打ち立てており，その反射的効果として，裁判員の参加環境整備にも資することが期待できるので，最高裁と連携して国民の皆様を知っていただけるような利用マップのようなものを作りたいと考えている。

(倉吉部長)

個人的には，一生のうちに1度，5日間をどう考えるといった捉え方の問題で，あまり悲観的になる必要はないのかと考えている。ただ，広報，宣伝活動だけで国民の理解が得られるとは思っておらず，大切なのはやはりサブスタンス，つまり，仕事を休んでまで行けるだけのインセンティブが持てるかということではないか。先ほどの介護の問題もあるだろうし，仕事の問題もあるだろうが，出来る限り早く辞退事由を明らかにする方がいいのか，それとも国民の中にできるだけやろうという雰囲気醸成させ - これは我々の責任だと思うが - ，その側面を前面に押し立てて，雰囲気が醸成できた時に，その上でもこうした場合には辞退事由を認めざるを得ないだろうというもっていき方がいいのか，そのあたりの問題もあるうかと思う。

(中川参与)

企業の経営者は，数年先の裁判員制度のことは，現段階では具体的にあまり考えていないと思うが，かといって消極的であるとは思わない。

アメリカでは，企業の就業規則の中に，市民の義務という前提で，陪審員制度に参加するための有給休暇の規定を定めている。

企業の経営者の立場としては，一般論をいろいろと説明されるよりも，どういった就業規則を作るかといった点からアドバイスをしてもらった方が，よく理解してもらえと思う。国民の義務として出来た制度であるから，これを実現するためには，押しつけがましく聞こえるかもしれないが，具体的にこうした就業規則にしてもらえるとありがたいといったように，企業を訪れる際などには説明したほうが理解されやすいのではないか。

また，広報活動を様々な形でやっていることはよく分かったが，広報の方法として国民の理解を得るといいうわゆる「お願い」のスタンスをそろそろ改めて，公的な義務だということを示し言い始めた方がいいのではないかと思う。戦後，個人の公的義務というのは納税以外にあまりなかったが，裁判員制度は，個人に平等に公的義務を課すものであるから，拒否感が強いのは当然である。その拒否感に対する説明が，「開かれた司法」だとか「司法をより身近にする」とかでは少し迫力に欠けるところがあると思う。何のために裁判に参加するのかと言った

ところが、はっきりと打ち出せていないのではないか。例えば裁判官と一緒に何を  
するのかというところで、それはお上<sup>かみ</sup>がする仕事ではないのかといったところ  
に戻ってってしまうような感じがする。その何のためにという点を「裁判官は  
法律をみるために、裁判員は経験などに基づいて人を見るためです。」と言った  
簡潔な感じで打ち出せれば、説得力があるのではないか。

それと、一生に一回のことなのだから、それは一つのキャリアとして形に残す  
ことはできないのか。例えば、裁判員の経験を履歴書に記載し、就職の際にはプ  
ラス要素として働く仕組みのような、決して永続的なものでなくても、当初の立  
ち上げの時期に限ってだけでもインセンティブとなるような仕組みを考えてみて  
はいかがか。

長谷川参与からも話があったが、日程の問題は非常に重要で、私としては、5  
連続開廷が限度かなと思う。それを超える審理が必要であれば、例えば、間に休  
みを入れて、用事を済ませることができるよう、相当の工夫が必要だと思う。

(畑野室長)

企業に説明に行くと、義務だということをあまり認識していないということは  
実感している。人事・労務管理担当者は、今後従業員を裁判員に送り出さなけれ  
ばならない立場にあり、今のうちから考えておかないと、逆に、その時になって、  
どうしてうちの会社は対応してくれなかったのかと従業員から批判がきてしま  
う。義務だということをよく認識しておくように今のうちから周知しておかなけ  
ればいけないと考えている企業のトップは多い。企業に出向いて説明会を行う際  
には、こうしたある程度危機感的なことも伝えていこうと考えている。

就業規則の点については、現在の労働法上でも、休暇を取得できる法制になっ  
ているが、有給か無給かは、各々の企業に委ねられており、それを有給休暇にし  
てくださいという話のもっていき方は、どうしても国側の押しつけになるのでは  
ないかと危惧され、むしろ、従業員の方々ができるだけ裁判員に参加しやすい環  
境を作ってくださいとお願いしているのが現状である。企業の体力的な問題もあ  
るが、大企業等は早くから有給の就業規則を作っている例もあることから、その  
波及効果で、自主的に企業の側が有給の就業規則を定めてもらえるとありがたい  
と思って見守っているのが現状である。

また、確かに現状は、いわゆる「協力・お願い広報」であり、これを公的義務  
ということを前面に押し出した広報に切り替えていくことの必要性は感じている  
ところではあるが、難しいのは、この法律は確かに義務ではあるが、一部には、  
裁判員の司法参加について、国民の権利性を主張する議論もあることから、義務  
をあまり強調するのには若干のためらいがあるのも事実である。

裁判の長期化やわかりにくい専門用語が飛び交う刑事裁判が法律の専門家にし  
か理解できないという批判があることは承知しているが、かといって、何が今問  
題かと問われた時に、今の裁判官や今の刑事裁判そのものの信頼性がなくなって  
しまっているとは考えておらず、どこかに問題点を見出すというよりは、今の  
裁判よりも、さらにより良い制度とするためにはあなた方の人生経験が必要であ  
るというもっていき方が良いのかなと思っている。

何かインセンティブとなる形として残るものがあればという御意見については、基本的には、最高裁が現在検討しており、法務省としても望ましいと考えている。というのは、裁判員になることについて、身の危険を感じるという不安も多く、説明会などで、こうした質問が出た際に、検察庁や警察に相談してくださいなどといった説明をしているが、今後、裁判員に任命されたという証の意味でも、証明書のようなものが将来的に必要な時期がくると思われ、裁判所には、そういったものを発行してほしいと思っている。それと併せて、感謝状のようなものがあれば、裁判員になることのインセンティブにもなりうると考えられる。

(石井参与)

欧米の先進国では、陪審制や参審制など、裁判への国民参加を設けている国がほとんどである。これらの制度は、司法に対し、主権者としての国民が参加することにより、司法に民主的な基盤を付与し、裁判に正当性を確保するためのものである。

日本における裁判員制度もそのような意味で、司法に民主的な基盤を付与し、裁判に正当性を確保するための制度であることはいうまでもない。したがって、国民が裁判員制度に参加するということは、国民が司法に対して、主権者としての権利を行使するという側面がある。裁判員制度を国民に理解してもらうためには、この主権者としての権利の行使であるという理念をもっと広報に取り入れる必要があると思われる。そして、先程来議論されている義務の側面については、権利の側面と関連付けて、国民のコンセンサスを得るために、もう少し議論が深められる必要があるのではないか。これまで、裁判員制度に関して、憲法の面からの議論があまりされていなかったような気がする。

次に、裁判員制度について、国民の意識がどうなのかをみると、新聞社が加盟する世論調査期間による最近の世論調査によれば、裁判員制度の参加に消極的な人は75パーセントを占め、そのうち、参加に際しての心配事は「重要な判断をする自信がない」が60パーセント、「仕事に影響が出る」が32パーセント、「逆恨みにあう恐れ」が31パーセントであった。

このうち、前2者については、参与の皆さんから色々意見が出ると思うので、「逆恨みにあう恐れ」についてだけ述べると、法律により、裁判員やその親族の生命・身体に危害が加えられるおそれがある場合（例えばテロ事件など）、裁判員裁判の対象事件であっても、裁判官のみで審理することがあること、判決書は評議の結果に基づいて裁判官が作成し、裁判官のみが署名押印し、裁判員の身分・任期は判決宣告時に終了することになっていることなどの制度上の配慮がされている。このような制度上の配慮等をもう少し広報の対象として、国民の危惧を払拭することも必要であろう。

(土屋参与)

日本経団連、日本商工会議所などの経済団体に依頼して、企業の経営者に「裁判員制度の実施に当たって懸念される問題は何か」についてアンケート調査をしたらどうか。この新制度に対する経営者側の認識が、まだ深まっていない気がする。それを深めていこうとする政府、最高裁の広報活動は行われているものの、

現実に経営者たちが社員らを裁判員として送り出す上で何が障害事由になると考えているのか、それを探り当てる作業が足りないように思う。そこを中心に手当てする必要がある。

このような調査は経営者側だけに行うのではなく、各企業の現場担当者に対しても行ったらどうか。人事・労務担当者は企業間で横の連絡網があり、常に研修・意見交換の機会を設けている。そのような場で、現場の担当者から障害事由を聞いていくのも良いのではないか。

裁判員制度の広報については、最高裁や法務省のホームページに説明が掲載されているが、一つ足りないと思うのは、「草の根広報」を担当する説明者用に全国共通の資料集のようなものがないことである。法曹三者が協力して、対象事件数などの基本資料集をまとめてみたらどうか。

(土井座長)

アンケート調査については、納税と同じで、国民に義務を課すことを問うアンケート調査であるから、やりたいかやりたくないかと言えば、やりたくないという答えがかえってくるのはある程度予想のできるところで、それでやらなくてよいとはならず、むしろ、どういった障害となる要因があり、それをどのように改善していくかというアンケート調査をやるべきではないか。

(岩間参与)

裁判員制度については、まだ決まっていないことや、説明されていない部分もあって、そのことで不安に感じ、参加に消極的という結果が出ているのではないか。もう少し具体的に、裁判員に選任されれば、このようになるといった1つのパターンのようなものを示せば、不安要素というのはかなり緩和されるのではないか。また、日程はもとより、1日の拘束時間についても、特に介護や育児に従事する者や主婦が参加する際には重大な関心事になってくると思う。

(土井座長)

裁判員として参加してもらうには、育児、介護や所得保障などの応分の負担の議論をトータルにしていかなないと負担感の払拭はできないのではないか。この点は、制度を詰めていくとともに、広報活動が重要ではないかと思う。石井参与の方から話があった、裁判員に参加することの意義や国民の権利・義務の議論とも関連し、国民主権あるいは国民の権利の実現の一つとして、国民の側から必要性を訴えて広げていくという仕組みが必要なのだろうと思う。例えば、企業、労組、諸機関、諸団体、学校などの側から、自発的に参加しようという議論を高めていくようにしないといけない。

広報活動という点に関して、裁判員制度は永続的に続く制度であるから、一過性的に盛り上げるのではなく、ある程度継続的にやっていく必要がある。そのときに、組織的な支援や枠組みのようなものがないとなかなか永続的には続いていかない。例えるならば、法教育は、学校システムや文部科学省という組織的な枠組みがあるので、誰をターゲットとしてどういう広報活動をするのかといったとっかかりが比較的容易に可能だが、これが生涯教育となると、一般的となり、それぞれのニーズや考え方が違うところに一般的なPRをすることから、とっかかり

りになるところが少なく、それぞれのニーズに応えられないという問題があり、そこをどう工夫して広報活動をしていくかを考えていかなければならない。

確かに、マスコミやジャーナリズムを使った啓発は重要ではあるが、ある程度継続的にマスメディアに取り上げてもらうとなると、なかなか難しい問題がある。

( 岩間参与 )

育児の問題に関して、保育園に預けるという選択肢だけでなく、病気になった時などベビーシッターとの併用をできる仕組みを考える必要もある。

( 中川参与 )

裁判員に参加することは、確かに国民の権利であるが、それが広く国民一般に対して通用するかどうかは別問題である。この制度をいかに上手く立ち上げられるかということが最大の目的であるから、あまり最初からそのような理想や理念を前面に打ち出すと、失敗する可能性が高いのではないか。現在の裁判制度に関しても、「裁判所は完全ではありません。だからみなさんの経験や市民感覚で不完全な部分を補ってほしいのです。」といったように、少し自らの理念を曲げて、国民をいわばたてるような形で妥協しないと国民は反発するのではないか。

( 畑野室長 )

法務省としてはそれほど権利・義務といったスタンスを明確に取ってはおらず、むしろ、国民の皆さんに「司法を支えてください。」「治安の問題を他人事とせずみんなで考えていきましょう。」といった呼びかけを行っている。現実に発生している社会問題などを加味しながら、皆さんの知恵が必要なんだというところに重点を置いて広報を行っている。

( 土屋参与 )

陪審制度や参審制度を実施している海外の国々には、陪審員や参審員の経験者がつくる「参審員協会」のような組織があって、裁判をしたときの悩みを話し合ったり、初めて参審員をする人からの疑問に答えたりして、貴重な経験を社会的に生かしていこうとしている。いずれ日本でも、そのような組織が必要になると思う。検察審査員の経験者が作っている協会などをベースとして、今から何か組織を立ち上げ、裁判員制度の広報に活用していくことを考えてもいいのではないか。

( 土井座長 )

PR効果が末端まで行き届くのは大変なことで、それを補うためにも、国民が意識を持続するための永続的なシステムを作ることが必要である。

( 法教育に関する意見交換については、時間の都合上、次回以降に延期 )

( 以 上 )